

○山口市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成24年3月30日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年山口市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(経営の許可の申請)

第3条 条例第7条第1項の規定による申請は、墓地等経営許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、審査に支障がないと市長が認める場合は、一部の書類の添付を省略することができる。

- (1) 墓地等の位置を明らかにした図面
- (2) 墓地にあつては、敷地の境界から50メートル以内及び100メートル以内、納骨堂にあつては敷地の境界から50メートル以内、火葬場にあつては敷地の境界から220メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- (3) 墓地等に係る土地の公図の写し
- (4) 墓地等の敷地全ての登記事項証明書
- (5) 墓地等の敷地、施設及び構造設備を明らかにした図面
- (6) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及び法人の規則又は定款の写し

- (7) 墓地等の経営を行うことを意思決定したことを証する書類の写し
- (8) 組織図及び責任分掌表
- (9) 財務諸表
- (10) 中長期的需要及び収支の見込みに関する書類
- (11) 墓地等の管理方法を記載した書面
- (12) 墓地及び納骨堂については、使用契約書又は委託契約書の案
- (13) 事前協議結果通知書の写し
- (14) 整備工事完了検査済通知書の写し
- (15) 他法令に基づく許可等が必要な場合には、当該許可等を得たことを証する書類
- (16) その他市長が必要と認める書類
(経営許可書等)

第4条 条例第8条第1項の規定による通知は、墓地等経営許可書(様式第2号)又は墓地等経営不許可通知書(様式第3号)により行うものとする。

(計画の説明)

第5条 条例第9条第2項の周辺住民等の範囲は、次の各号に掲げる墓地等の敷地から当該各号に定める距離内に存する自治会の対象地域に居住する者及び当該地域に存する公共的施設の管理者とする。

- (1) 墓地 100メートル
- (2) 納骨堂 50メートル
- (3) 火葬場 220メートル

2 条例第9条第2項に規定する周辺住民等への計画の説明は、次に掲げる事項について同条第1項の規定による市長への説明が完了した後に行うものとする。

- (1) 計画者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の規模又は構造設備の概要
- (4) 墓地等の維持管理の方法
- (5) 経営開始までの日程
- (6) 工事の方法及び安全対策の概要
- (7) その他墓地等の計画について周辺住民等に事前に説明をすべき事項
(事前協議)

第6条 条例第9条第3項の規定による事前協議の申出は、墓地等経営事前協議書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、審査に支障がないと市長が認める場合は、一部の書類の添付を省略することができる。

- (1) 第3条第1号から第12号まで、第15号及び第16号に掲げる書類（この場合において、当該書類中「申請者」とあるのは、「計画者」と読み替えるものとする。また、第15号に係る書類については、許可等の手続中である場合は、その旨を証する書類とする。）
- (2) 墓地等の整備工事の工程表
- (3) 墓地等の造成計画平面図

- (4) 墓地等の造成区域に係る断面図
- (5) 墓地等の排水施設計画平面図
- (6) 周辺住民等への説明が終了したことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 条例第9条第5項の規定による計画者への通知は、事前協議結果通知書（様式第5号）により行うものとする。

3 条例第9条第6項の大幅な計画変更とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 計画者の変更
- (2) 墓地等の区域の変更
- (3) 納骨堂及び火葬場の施設の変更
(標識の設置)

第7条 条例第10条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 標識は、様式第6号によるものとし、表示する文字は鮮明であること。
- (2) 標識は、墓地等の敷地の見やすい場所に設置すること。
- (3) 標識は、容易に破損し、又は倒壊しないように設置すること。
- (4) 標識の設置期間は、条例第9条第5項の規定により計画の内容が適正である旨の通知を受けた日の翌日から条例第11条第2項の規定による通知を受けた日までの間とする。

2 計画者は、標識を設置したときは、標識設置届出書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 標識が設置された場所が明示された図面
- (2) 標識の設置状況及び記載内容がわかる写真等
(整備工事の完了の届出等)

第8条 条例第11条第1項の規定による届出は、整備工事完了届出書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 墓地等の造成平面図
- (2) 墓地等の造成区域に係る断面図
- (3) 墓地等の排水施設平面図
- (4) 納骨堂及び火葬場にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (5) その他墓地等の施設及び構造設備を明らかにした図面

2 条例第11条第2項の規定による通知は、整備工事完了検査済通知書（様式第9号）により行うものとする。

(変更の許可の申請等)

第9条 条例第12条第1項の規定による変更の許可の申請は、墓地等変更許可申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、審査に支障がないと市長が認める場合は、一部の書類の添付を省略することができる。

- (1) 第3条各号に掲げる書類
- (2) 変更前と変更後がわかる書類
- (3) 墓地等経営許可書又は墓地等変更許可書（以下「許可書等」という。）の写し
- (4) 改葬を必要とする場合は、改葬が完了したことを証する書類

2 条例第12条第3項の変更の許可に係る事前協議は、第6条第1項各号に掲げる書類のうち市長が指定したもののほか、前項第2号及び第3号の書類を墓地等経営事前協議書に添付の上、申し出るものとする。

3 条例第12条第3項において準用する条例第8条第1項の規定により行う変更の許可の申請に対する通知は、墓地等変更許可書（様式第11号）又は墓地等変更不許可通知書（様式第12号）により行うものとする。

（廃止の許可の申請等）

第10条 条例第13条第1項の規定による廃止の許可の申請は、墓地等廃止許可申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、審査に支障がないと市長が認める場合は、一部の書類の添付を省略することができる。

- （1） 廃止しようとする墓地等の位置を示す図面
- （2） 廃止の理由書
- （3） 墓地等の廃止の許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類
- （4） 許可書等の写し
- （5） 墓地又は納骨堂にあつては、廃止しようとする墓地又は納骨堂の利用者の一覧表及び利用者全員の同意書
- （6） 墓地又は納骨堂にあつては、廃止に伴い改葬が必要となる墓地又は納骨堂の利用者全員の改葬が完了したことを証する書類の写し
- （7） 墓地又は納骨堂にあつては、墳墓、建物その他の施設を撤

去したことを証する書類

2 条例第13条第3項において準用する条例第8条第1項の規定により行う廃止の許可の申請に対する通知は、墓地等廃止許可書（様式第14号）又は墓地等廃止不許可通知書（様式第15号）により行うものとする。

（軽微な変更の届出）

第11条 条例第14条の軽微な変更とは、次に掲げる事項の変更をいう。

- （1） 墓地等の名称
- （2） 墓地等の経営者の住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名）
- （3） 墓地等の管理者の住所又は氏名
- （4） 墓地区画数又は納骨基数

2 条例第14条の規定による届出は、変更届出書（様式第16号）に変更事項が確認できる書類及び許可書等（当該変更が許可書等の記載事項を変更する場合に限る。）を添付して行うものとする。ただし、審査に支障がないと市長が認める場合は、確認できる書類の添付を省略することができる。

（利用者募集広告の内容）

第12条 条例第15条第2項の規則で定める広告の内容は、次のとおりとする。

- （1） 墓地等の名称及び所在地
- （2） 経営者の氏名（法人にあつては名称）
- （3） 経営の許可番号及び許可年月日（墓地、埋葬等に関する法

律（昭和23年法律第48号）第11条の規定により同法第10条の許可があったものとみなされた墓地又は火葬場にあつては、都市計画事業等の認可又は承認を証する番号及び許可又は承認の年月日）

（勧告）

第13条 条例第18条第4項の勧告は、勧告書（様式第17号）により行うものとする。

（公表）

第14条 条例第19条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 勧告に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- （2） 墓地等の名称及び所在地
- （3） 勧告の内容
- （4） その他市長が必要と認める事項

（立入検査）

第15条 条例第21条第2項の身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第18号）とする。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前に、墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和59年山口県規則第22号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

墓地等経営許可申請書

年 月 日

(宛先)山口市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号



墓 地

墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定による 納骨堂 の経営の許可を受けたい
火葬場

ので、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条第1項の規定により次のとおり申請
します。

名 称			
所 在 地			
管 理 者	住 所	本 籍	
	氏 名	電 話 番 号	
土 地 所 有 者	住 所		
	氏 名		
区 分	墓 地 <input type="checkbox"/> 埋葬 <input type="checkbox"/> 埋蔵	納骨堂	火葬場
	面 積	敷地 m ²	敷地 m ²
建築 m ²		建築 m ²	
延べ m ²		延べ m ²	
建 物 構 造		造 階	造 階
区 画 数 納 骨 設 備 火 葬 炉	区 画	基	基
申 請 理 由			

添付書類

山口市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第3条に掲げる書類

(注) 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入すること。

様式第2号(第4条関係)

墓地等経営許可書

指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

山口市長



墓 地
年 月 日付けで許可の申請のあった 納骨堂 の経営については、山口市
火葬場

墓地等の経営の許可等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり許可します。

名 称	
所 在 地	
区 分	墓 地 納骨堂 火葬場
敷 地 面 積	m ²
建築面積及び延べ面積	建築面積 m ²
	延べ面積 m ²
<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場	区画数 区画 納骨基数 基 火葬炉 基
許 可 条 件	

様式第3号(第4条関係)

墓地等経営不許可通知書

指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

山口市長

印

墓地
年 月 日付けで許可の申請のあった納骨堂の経営については、次の理
火葬場
由により不許可としますので、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条第1項の規定により通知します。

名 称	
所 在 地	
区 分	墓 地 納骨堂 火葬場
不 許 可 理 由	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山口市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第4号(第6条、第9条関係)

墓地等経営事前協議書

年 月 日

(宛先)山口市長

計画者 住 所
氏 名
電話番号



山口市墓地等の経営の許可等に関する条例 第9条第3項
第12条第3項において準用する同条例第9条第

3項の規定により、次のとおり墓地等の計画の事前協議を申し出ます。

計 画 の 区 分		新 設		変 更	
名 称					
所 在 地					
管 理 者	住 所			本 籍	
	氏 名			電 話 番 号	
土 地 所 有 者	住 所				
	氏 名				
区 分	墓 地 <input type="checkbox"/> 埋葬 <input type="checkbox"/> 埋蔵	納骨堂		火葬場	
	面 積	m ²	敷地	m ²	敷地
建築			m ²	建築	m ²
延べ			m ²	延べ	m ²
建 物 構 造			造 階	造 階	
区 画 数 納 骨 設 備 火 葬 炉	区 画		基	基	
工 事	着手予定年月日			完了予定年月日	
経 営 の 理 由					

添付書類

山口市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第6条第1項に掲げる書類

(注) 計画者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第5号(第6条関係)

事前協議結果通知書

指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

山口市長



年 月 日付けの墓地等経営事前協議書に基づく協議の結果について、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条第5項の規定に基づき、次のとおり通知します。

名 称	
計 画 予 定 場 所	
指 示 事 項	
計画に対する他法令の 許認可届出状況等	
協 議 結 果	
本通知の有効期限	年 月 日

様式第6号(第7条関係)

墓地・納骨堂・火葬場の設置(変更)計画及び工事のお知らせ		
名	称	
所	在 地	
区	分 墓地 納骨堂 火葬場	
墓地等における施設等の概要	敷 地 面 積	m ²
	建 築 面 積	m ²
	延 べ 面 積	m ²
	建物の構造、階数	造、地上 階 地下 階
	墓 地	区画数 区画
	納 骨 堂	基数 基 収蔵可能数 体
	火 葬 場	火葬炉数 基
工 事 着 手 予 定 日	年 月 日	
工 事 完 了 予 定 日	年 月 日	
計 画 者	住所 氏名	
工 事 施 工 業 者	住所 氏名	
標 識 設 置 日	年 月 日	
<p>この標識は、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条第2項の規定により設置するものです。</p> <p>この計画等についてのお問い合わせは、以下へご連絡ください。</p> <p>計画に関する連絡先 氏名 住所 電話番号</p> <p>工事に関する連絡先 氏名 住所 電話番号</p>		

(注) 大きさは、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上とする。

様式第7号(第7条関係)

標識設置届出書

年 月 日

(宛先)山口市長

届出者(計画者) 住 所
氏 名
電話番号



山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条第2項の規定により標識を設置しましたので、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
区 分	墓 地 納骨堂 火葬場
標 識 設 置 年 月 日	年 月 日
備 考	

添付書類

- 1 標識を設置した場所が明示された図面
- 2 標識の設置状況及び記載内容がわかる写真等

(注) 届出者(計画者)の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第8号(第8条関係)

整備工事完了届出書

年 月 日

(宛先)山口市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号



墓 地

納骨堂 の整備工事が完了しましたので、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第11
火葬場

条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
区 分	墓 地 納骨堂 火葬場
事前協議結果通知番号 及 び 通 知 年 月 日	第 号 年 月 日
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

添付書類

- 1 墓地等の造成平面図
- 2 墓地等の造成区域に係る断面図
- 3 墓地等の排水施設平面図
- 4 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し(納骨堂及び火葬場の場合のみ)
- 5 その他墓地等の施設及び構造設備を明らかにした図面

(注) 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第9号(第8条関係)

整備工事完了検査済通知書

第 号
年 月 日

様

山口市長



墓地
年 月 日付けで完了の届出のあった次の納骨堂の整備工事について
火葬場

は、検査の結果、基準に適合していると認められますので、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第11条第2項の規定により通知します。

名 称	
所 在 地	
区 分	墓 地 納骨堂 火葬場
事前協議結果通知番号 及び通知年月日	第 号 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
備 考	

様式第10号(第9条関係)

墓地等変更許可申請書

年 月 日

(宛先)山口市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号



墓地の区域
墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定による 納骨堂の施設 の変更の許可を
火葬場の施設

受けたいので、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第12条第1項の規定により次のと
おり申請します。

名	称	
所	在	地
区	分	墓 地 納骨堂 火葬場
経 営 許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日		第 号 年 月 日
変 更 の 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
事 前 協 議 結 果 通 知 書		第 号 年 月 日
改 葬 の 必 要 性 の 有 無 (墓地又は納骨堂の場合)		有 無

添付書類

山口市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第9条第1項に掲げる書類

(注)

- 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 所定の欄に全部を記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。

様式第11号(第9条関係)

墓地等変更許可書

指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

山口市長



墓地の区域
年 月 日付けで申請のあった 納骨堂の施設 の変更については、山口
火葬場の施設
市墓地等の経営の許可等に関する条例第12条第3項において準用する同条例第8条第1項の
規定に基づき、次のとおり許可します。

名 称		
所 在 地		
区 分	墓 地	納骨堂 火葬場
変 更 事 項	変更の内容	
	変更前	変更後
許 可 条 件		

様式第12号(第9条関係)

墓地等変更不許可通知書

指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

山口市長



墓地の区域
年 月 日付けで申請のあった 納骨堂の施設 の変更については、次の
火葬場の施設
理由により不許可としましたので、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第12条第3項
において準用する同条例第8条第1項の規定により通知します。

名 称	
所 在 地	
区 分	墓 地 納骨堂 火葬場
不 許 可 理 由	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山口市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第13号(第10条関係)

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

(宛先)山口市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号



墓地
墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定による 納骨堂 の廃止の許可を受けた
火葬場

いので、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
所 在 地	
区 分	墓 地 納骨堂 火葬場
経営許可番号及び 許可年月日	第 号 年 月 日
廃止の理由	
改葬の必要性の有無 (墓地又は納骨堂の場合)	有 無

添付書類

山口市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第10条第1項に掲げる書類

(注)

- 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 所定の欄に全部を記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。

様式第14号(第10条関係)

墓地等廃止許可書

指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

山口市長



墓地
年 月 日付けで申請のあった 納骨堂 の廃止については、山口市墓地
火葬場
等の経営の許可等に関する条例第13条第3項において準用する同条例第8条第1項の規定に
基づき、次のとおり許可します。

名 称	
所 在 地	
区 分	墓 地 納骨堂 火葬場
許 可 条 件	

様式第15号(第10条関係)

墓地等廃止不許可通知書

指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

山口市長



墓地
年 月 日付けで申請のあった 納骨堂 の廃止については、次の理由に
火葬場
より不許可としましたので、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第13条第3項において準用する同条例第8条第1項の規定により通知します。

名 称	
所 在 地	
区 分	墓 地 納骨堂 火葬場
不 許 可 理 由	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山口市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第16号(第11条関係)

変更届出書

年 月 日

(宛先)山口市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号



墓 地
次のとおり 納骨堂 に係る事項に変更があったので、山口市墓地等の経営の許可等に
火葬場

関する条例第14条の規定により届け出ます。

名	称	
所	在	地
区	分	墓 地 納骨堂 火葬場
経 営 許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日		第 号 年 月 日
変 更 の 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

添付書類

- 1 変更事項が確認できる書類
- 2 許可書等の記載事項を変更する場合は、許可書等

(注) 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第17号(第13条関係)

勸告書

第 号
年 月 日

様

山口市長



山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第18条第4項の規定に基づき、次のとおり勸告します。

名 称	
所 在 地	
区 分	墓 地 納骨堂 火葬場
違 反 事 項	
勸 告 内 容	
担 当 課 (問 い 合 わ せ 先)	

様式第18号(第15条関係)

表 面

第 号	立 入 検 査 員 証
 写真 印	所 属 職 名 氏 名 生年月日 発行年月日 有効期限
上記の者は、山口市墓地等の経営の許可等に関する条例第21条第1項の規定による立入 検査をする職員であることを証明する。	
山口市長	印

裏 面

山口市墓地等の経営の許可等に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させること(以下「立入検査」という。)ができる。墓地等の経営の許可又は変更の許可を受けようとする区域又は施設についても、同様とする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 関係人(墓地等の経営者、管理者その他関係を有するものをいう。)は、正当な事由がない限り、第1項の規定による立入検査に協力しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。